

第44回太陽まつり 個人出店募集要項

第44回太陽まつり 日時：令和4年8月21日(日) 9:00～14:30

場所：北見市端野町屯田の杜公園メルヘン広場(端野町公民館横)

募集店舗数 20店舗 ※20店舗を超えた場合は、抽選となります
(第42回太陽まつり出店者については優先となります)

申込方法 『太陽まつり個人出店許可申請書』を下記期間中に実行委員会事務局へ提出願います。
(FAX不可のため、直接持参していただきますようお願いいたします。)
申請書は北見市端野総合支所 1F産業課にて配布しているほか、北見市のホームページからもダウンロードできます。

受付期間：令和4年7月15日(金)～8月1日(月)(平日、8:45～17:30)

参加資格 地域密着型の祭りを目指すことから、出店の許可には以下の条件が必要となります。

1. 代表者は「端野自治区在住」または「端野自治区内勤務」であること
2. 事前の打ち合わせやテント立てなどの準備、後片付けに必ず参加できること
3. 太陽まつり協力金として5,000円を負担できること。
4. 太陽まつり来場者および他の出店者の迷惑となる行為をしないこと

出店場所 北見市端野町屯田の杜公園メルヘン広場前「ふれあい通り」内
使用スペースは1店舗につき3.6m(幅)×3m(奥行)です。(当日白線にて区切り)

注意事項 出店にあたり、必ず以下の注意事項を遵守してください。

- 飲食物を扱う出店については、保健所への申請が必要となります。(裏面参照)
- 個人出店の出店時間は9:00～14:30となっています。(搬入は7:00～8:30)
- 出店に関する用品(テント・発電機等)については出店者各自で用意してください。
- まつり当日は必ず代表者がテント内にしているようにしてください。実行委員会が確認を行う際に、出店場所に代表者がいない場合は出店を取りやめていただきます。
- 終了時間になり次第、速やかに出店場所のテント片付け・清掃およびゴミ拾いを行い、現状復旧のうえ、撤収をお願いします。
- 販売価格の協定は行っておりません。
- 新型コロナウイルス等感染対策を講じてください。(マスク着用・手指消毒など)

出店者会議について **8月3日(水) 19:00～ 場所:端野総合支所1階 第1・2会議室**

- 必ず各店舗の代表者が出席してください。欠席の場合は出店できません。
- 出店者会議にて抽選を行い、出店場所の並びを決定いたします。抽選後の出店場所の入れ替えは一切認めません。
- 太陽まつり協力費として5,000円を負担していただきますので、出店者会議の際にお支払い願います。

太陽まつり実行委員会事務局

〒099-2192 北見市端野町二区471番地1 北見市端野総合支所産業課内

担当 高、早川 TEL 56-4003 FAX 56-2923

保健所への臨時営業許可申請書の作成要領

○申請書は8月3日(水)の個人出店者会議の後に、直接保健所へ提出してください。

○申請方法は出店内容によって異なります。飲食店営業の場合は「臨時営業許可申請」、食品販売業の場合は「営業届出」により申請を行います。

※申請書類は事務局窓口で出店申込をされた際に配布いたします。

○「飲食店営業」や「食品販売業」をするには、食品衛生責任者の設置が必要です。

※令和3年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、取り扱いが変更となっております。

※食品衛生責任者の資格を取得するには、講習会の受講(有料)が必須です。ただし、イベント後に講習会を受講しても問題ありません。その場合は、講習会への申込が別途必要となります。

○別紙記入例を参考に作成してください。

■飲食店営業の許可が必要な場合・・・2, 200円分の収入証紙が必要

※収入証紙は保健所窓口で購入可能です。

条件:太陽まつりの会場で飲食物を調理し販売する場合

焼き鳥、焼きイカ、タコ焼き、フランクフルト、焼きそば、フライドポテト、そば、うどん、焼きソーセージ
フライドチキン、フラッペ、かき氷、おでん、チョコバナナ、コーヒー、生ビールなどの提供、販売。

【ただし、次の場合は申請する必要がありません】

- (1) 缶コーヒー、缶ジュース等の缶詰(ビン詰)をそのまま販売する場合。
- (2) 野菜そのもの、及びゆでとうきびを販売する場合。(焼きとうきびは申請が必要です)
- (3) わたあめ、ポップコーン、焼きいも、甘栗を販売する場合。

※販売品目の制限について

「焼き物」「揚げ物」等、調理方法によって分類し、原則1出店2分類までという方針が保健所から示されておりますので、作成の際には考慮願います。(生ビールはこの分類に該当しません)

○許可証発行後、8月17日(水)までに事務局へ提出してください。

※申請から許可証発行まで1週間程度かかります。余裕をもって申請をしてください。

■営業届出の申請が必要な場合・・・手数料はかかりません

条件:仕出し、弁当屋営業の許可施設で製造包装された弁当類、菓子製造業の許可施設で製造包装された菓子類などを販売する場合

※令和3年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、取り扱いが変更となっております。

